

10年保存
秘
無制限
平成23年12月28日から 平成33年12月27日まで

基監発 1228 第2号
平成23年12月28日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用に当たり留意すべき事項について

標記労働基準関係情報メール窓口（以下「メール窓口」という。）については、平成23年12月28日付け基発1228第5号「労働基準関係情報メール窓口の本格的な運用について」により指示されたところであるが、その適切な運用に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、平成23年10月19日付け基監発1019第1号「労働基準関係情報メール窓口の開設について」は、平成24年1月3日をもって廃止する。

記

1 情報メールの処理要領

労働者等の情報提供者から当該メール窓口へ寄せられたメール（以下「情報メール」という。）の具体的な処理は以下により行うこと（別添1「労働基準関係情報メールの処理の流れ」参照。）。

(1) 情報提供者から管轄局への情報提供

厚生労働省ホームページ上の「労働基準関係情報メール窓口」の画面において、情報提供者が入力フォームに労働基準関係法令違反事業場に関する情報等の必要事項を入力し、内容を確認の上送信すると、入力された情報がメールにより「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）労働基準部監督課の労働基準行政情報システムの専用メールアドレス（以下「専用アドレス」という。）に送信される。専用アドレスは別添2「専用アドレス一覧表」のとおりである。

なお、情報メールについては、管轄局に送信されると同時に、同じ内容のメールが本省労働基準局監督課の専用メールアドレス（以下「本省アドレス」という。）にも送信される。

(2) 管轄局から管轄署への情報提供

情報メールを受信した管轄局は、「会社（支店・工場等）所在地」を管轄する労働基準監督署（以下「管轄署」という。）に、当該情報メールについて情報提

供を行うこと。

(3) 管轄署における処理

情報提供を受けた管轄署は、当該情報メールの情報について、投書等による情報と同様の取扱を行うこと。

(4) 管轄外の「会社（支店・工場等）」に係る情報メールの転送

管轄外の「会社（支店・工場等）」に係る情報メールを受信した局は、「会社（支店・工場等）所在地」の管轄局の専用アドレスに当該情報メールを転送すること。情報メールを転送された管轄局は上記(2)及び(3)の処理を行うこと。

(5) 留意事項

局署のメールアドレスの管理上、情報の内容が何らかの回答を求めるものであっても、情報提供者に対し、メールの返信等を行わないこと。

(6) 統計処理

本省においては、毎月1日から末日までに送信された情報メールの件数等を別紙「労働基準関係情報メール窓口集計表」により取りまとめ、翌月15日までに都道府県労働局労働基準部監督課にメールで情報提供する。

2 情報メール管理者の選任について

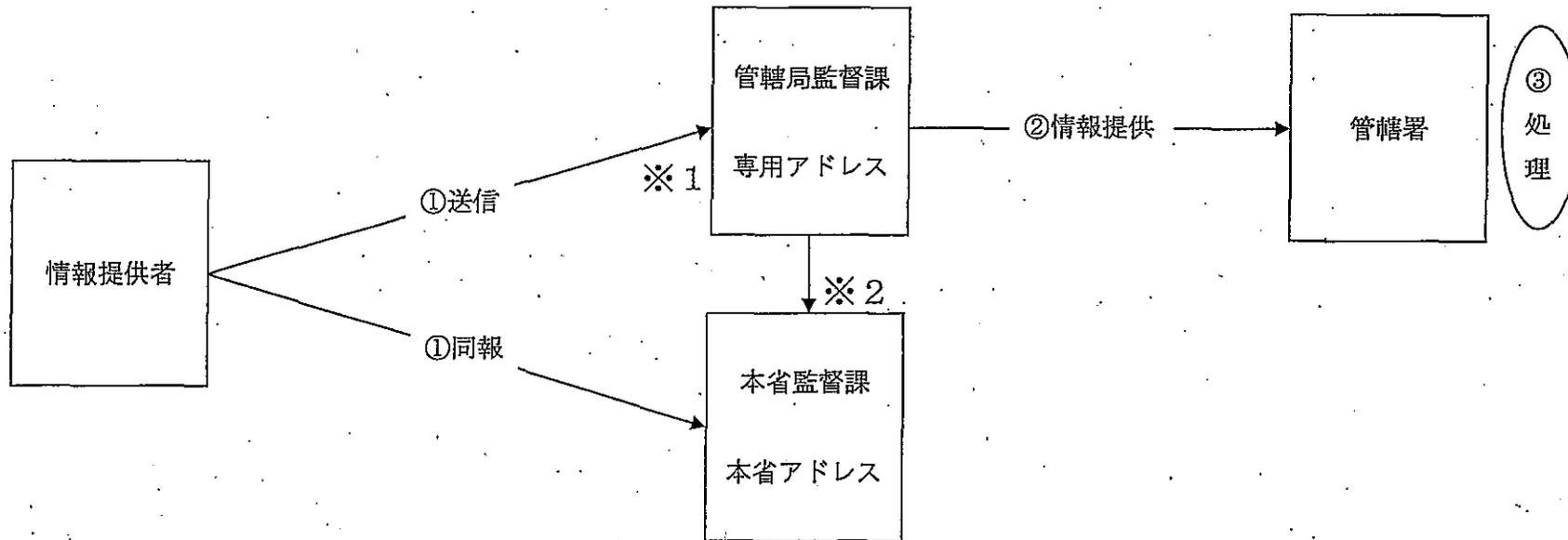
局監督課においては、情報メールの処理及び専用アドレスのメールボックスの管理を行う者（以下「情報メール管理者」という。）を選任すること。情報メール管理者は別途通知する専用アドレスに係るユーザID、パスワードを適切に管理するとともに、メールボックスを1日1回程度、定期的に確認し、上記1の(2)及び(4)の処理を行うこと。

3 公益通報が行われた場合の処理について

メール窓口画面において公益通報は受け付けていない旨記載しているが、情報提供者が「情報提供内容」欄に、氏名及び連絡先を記載しているものについては、公益通報に該当する可能性があること。公益通報に該当する場合の処理方法については、平成18年2月15日付け事務連絡「労働基準監督機関に対し公益通報者保護法に基づく通報が行われた場合の当面の処理方法について」等において指示されたところに従い、処理すること。

なお、公益通報に該当すると考えられるが、連絡先として情報提供者のメールアドレスのみの記載しかない情報メールについては、本省アドレスに転送すること。本省労働基準局監督課においては、情報提供者に対し、メールアドレス以外の電話番号等の連絡先を照会するメールを送付し、当該連絡先を把握した際には、管轄局の専用メールアドレスに返信することとしている。

労働基準関係情報メールの処理の流れ



① 【管轄局監督課】 情報提供者からの情報メールが専用アドレスに送信される。本省アドレスにも同じ内容のメールが同報で送信される（本省は件数等の集計に活用。）。

② 【管轄局監督課】 管轄署に情報提供する。

③ 【管轄署】 匿名の投書等による情報と同様の取扱いを行う。

注) 情報の内容が何らかの回答を求めるものであっても、情報提供者に対し、メールの返信等を行わない。

※1 【管轄局監督課】 誤って他局管轄の会社（支店・工場等）についての情報メールが送付されたものについては、正しい管轄局監督課の専用アドレスへ転送する。

※2 【管轄局監督課】 公益通報に該当すると考えられるが、連絡先として情報提供者のメールアドレスのみの記載しかない情報メールについては、本省アドレスに転送する。

専用アドレス一覧表

別添2

都道府県労働局	専用アドレス	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課		011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課		017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課		019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課		022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課		018-862-6682
山形労働局労働基準部監督課		023-624-8222
福島労働局労働基準部監督課		024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課		029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課		028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課		027-210-5003
埼玉労働局労働基準部監督課		048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課		043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課		03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課		045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課		025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課		076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課		076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課		0776-22-2652
山梨労働局労働基準部監督課		055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課		026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課		058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課		054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課		052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課		059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課		077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課		075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課		06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課		078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課		0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課		073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課		0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課		0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課		086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課		082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課		083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課		088-652-9163
香川労働局労働基準部監督課		087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課		089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課		088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課		092-411-4862
佐賀労働局労働基準部監督課		0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課		095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課		096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課		097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課		0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課		099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課		098-868-4303
本省監督課		03-5253-1111(内5423)

